

## 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等）

### サプライチェーンと連携したエコフィード化の取り組み

当社及び当社への委託事業者様の製品に関して、製造をする際に排出される食品残渣を、エコフィード化し、グリーン化の取り組みとする。

当社の製造する製品は、オニオン・ガーリック製品がほとんどを占め、オニオン・ガーリック以外でも香辛野菜・香辛料製品であり、食品残渣の資源化が非常に難しいものであった。（例えばガーリックや多くの香辛料には殺菌効果があり、メタンガス生成のためのメタン発酵（商談まで行ったが、上手くいかず）や、他の発酵原料としては、菌を殺してしまい、不適であった。またニオイのために飼料としても難点があった（乳牛飼料としては牛乳にニオイがつく・家畜の好悪が分かれる）

加えて、当社への委託事業者様も香辛料の事業者様が多く、自社の残渣の資源化を上記と同様の理由で、断念していたとのお話を聞いていたところ、当社が飼料化に成功しつつあることは、協力会社の取り組みとして紹介できるとのお話を頂いた。

これを受け、納品先様をはじめ、サプライチェーン全体で、当社の取り組みを広げていくことにより、サプライチェーン全体でのグリーン化の取り組みをしていきたい。

### 2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

### 3. その他（任意記載）

2026年1月14日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

吉田商事株式会社

企 業 名

代表取締役社長 吉田圭吾

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。